

岡山大学 Alumni（全学同窓会）会則

制 定 平成25年10月19日

一部改正 平成26年10月18日

一部改正 平成31年 4月 1日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、岡山大学^{アラムナイ}Alumni（全学同窓会）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、岡山市北区津島中一丁目1番1号岡山大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、岡山大学の発展と社会への貢献に寄与すること及び会員相互の交流と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 岡山大学との連携及び協力を推進する事業
- 二 会員相互の交流と親睦に寄与する事業
- 三 会員により組織される同窓会等の組織及び活動に対する支援事業
- 四 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(定義)

第5条 次条における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 岡山大学 岡山大学の学部・研究科等（廃止されたものを含む。）、岡山大学の前身諸学校、岡山大学法経短期大学部、岡山大学医療技術短期大学部及び岡山大学養護教諭養成所をいう。
- 二 職員 教育職員、一般職員及び医療職員をいう。

(会員)

第6条 本会は、次に掲げる者を会員とする。

- 一 岡山大学の卒業生及び修了生（在学した者を含む。）
- 二 岡山大学に在学する者。ただし、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、専攻生、研究生及び委託生にあっては、入会を希望する者とする。
- 三 岡山大学の職員及び職員であった者。ただし、非常勤職員及び契約職員にあっては、入会を希望する者とする。
- 四 その他理事会が特に認めた者

2 会員は、会長に申し出て、退会することができる。

(賛助会員)

第7条 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する企業及び団体で、理事会が認めたものとする。

2 賛助会員は、会長に申し出て、退会することができる。

(名誉功労会員)

第8条 本会に、名誉功労会員を置くことができる。

2 名誉功労会員は、会長あるいは役員歴任者で、本会の発展に多大の貢献のあったもののうち、理事会が認めたものとする。

(資格の喪失)

第9条 本会の会員は、次に掲げる事由によりその資格を喪失する。

一 死亡・失踪宣告

二 本会の名誉を傷つけた者で、理事会において除名を決議された者

第3章 役員等

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

一 理事 (うち、会長1人及び副会長3人)

二 監事 2人

2 理事は、次の各号に掲げる者で、総会において選任された者とする。

一 岡山大学の理事又は副学長の中から学長が推薦する者 3人

二 岡山大学大学院各研究科長及び岡山大学各学部長の中から学長が推薦する者 3人

三 各学部同窓会代表者 各1人

四 国際同窓会代表者

五 支部の役員の中から理事会が選任した者 若干人

六 その他理事会が必要と認めた者

(会長、副会長及び監事の選任)

第11条 会長及び副会長は、理事の中から理事会の推薦に基づき、総会において選任する。

2 監事は、会員の中から理事会の推薦に基づき、総会において選任する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、現任役員任期途中で、新たに第10条第2項第5号及び第6号により選任され、加わった役員任期は、現任役員任期満了日までとする。

2 役員欠員が生じた場合の後任役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員再任は妨げない。

(役員任務)

第13条 役員任務は、次のとおりとする。

一 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長が会長の任務を代行する。

三 理事は、理事会の議決に基づき、会務を執行する。

四 監事は、会計及び会務を監査する。

(顧問)

第14条 本会に、次の顧問を置く。

- 一 岡山大学名誉会員 若干人
 - 二 本会の名誉功労会員 若干人
 - 三 その他理事会が特に必要と認めた者
- 2 顧問は、会務の重要事項について助言する。
- 3 顧問は、総会及び理事会に出席することができる。

第4章 会議

(総会)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、年1回会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 総会は、次の事項について協議し決議する。
- 一 理事の承認に関する事項
 - 二 会長、副会長及び監事の選任に関する事項
 - 三 予算、決算及び事業計画の承認に関する事項
 - 四 会則の改廃に関する事項
 - 五 その他会員の交流及び親睦に関する事項
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第16条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 理事会は、次の事項を協議し決議する。
- 一 本会の運営及び事業実施に関する企画・立案
 - 二 支部の設置又は廃止に関する事項
 - 三 総会に付議する事項
 - 四 会員の除名に関する事項
 - 五 その他会務（予算を含む。）の執行に関する重要な事項
- 4 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開催し、議決することができない。
- 5 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 支部

(支部の地域)

第17条 本会の目的を達成するため、理事会の承認を得て、地域ごとに支部を置くことができる。

(支部組織)

第18条 支部は、その地域内の会員をもって組織する。

(支部地域変更)

第19条 支部は、理事会の承認を得て、地域を変更することができる。

(支部の役員)

第20条 支部に役員として、代表幹事1人及び幹事若干人を置く。

2 支部の役員は、当該支部の会員の中から選出する。

3 代表幹事は、支部を代表し、支部の会務を執行する。

4 幹事は、代表幹事を補佐する。

(支部の会則)

第21条 各支部は、当該支部に関する会則を定めることができる。

2 支部がその会則を定めた場合は、理事会に報告するものとする。

(支部幹事会)

第22条 各支部にそれぞれ支部幹事会を置き、代表幹事及び幹事をもって構成する。

2 支部幹事会は、必要に応じ、代表幹事が招集し、代表幹事がその議長となる。

3 支部幹事会は、支部の運営に関する事項を協議する。

(支部の経費)

第23条 支部の経費は、当該支部所属会員の負担とする。

2 本会は、支部に補助金を交付することができる。

第6章 会計

(運営経費)

第24条 本会の運営経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第25条 会員及び賛助会員は、次のとおり会費を納入する。

一 会員は、終身会費として1万円を納めるものとする。

二 賛助会員は、1口10万円以上を納めるものとする。

2 既納の会費は、返還しない。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 雑則

第27条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この会則は、平成25年10月19日から施行する。

2 この会則施行後、本会設立当初に選任される役員は、別表のとおりとし、当該役員は、この会則に基づき選任されたものとみなす。ただし、その場合の任期は、第12条の規定に関わらず、平成27年3月31日までとする。

別表

役職名	氏 名	適用条項	備 考
会 長	小 長 啓 一	第10条第2項第6号	法文経学部同窓会

		第11条第1項	
副会長	陶浪保夫	第10条第2項第3号 第11条第1項	法文経学部同窓会
〃	小谷秀成	第10条第2項第6号	医学部同窓会
副会長	荒木勝	第10条第2項第1号	理事(社会貢献・国際担当)、副学長
理事	許南浩	第10条第2項第1号	理事(企画・総務担当)、副学長
〃	阿部宏史	第10条第2項第1号	理事(教育担当)、副学長
〃	松本俊郎	第10条第2項第2号	経済学部長
〃	窪木拓男	第10条第2項第2号	歯学部長
〃	谷口秀夫	第10条第2項第2号	工学部長
〃	門野八洲雄	第10条第2項第3号	教育学部同窓会
〃	川本平山	第10条第2項第3号	理学部同窓会
〃	浅利正二	第10条第2項第3号	医学部同窓会
〃	中野浩輔	第10条第2項第3号	歯学部同窓会
〃	岡本敬の介	第10条第2項第3号	薬学部同窓会
〃	酒井貴志	第10条第2項第3号	工学部同窓会
〃	奥山一典	第10条第2項第3号	環境理工学部同窓会
〃	上村一雄	第10条第2項第3号	農学部同窓会
〃	張紅	第10条第2項第4号	国際同窓会
〃	竹原啓二	第10条第2項第6号	法文経学部同窓会東京支部
〃	川本一之	第10条第2項第6号	法文経学部同窓会広島支部
〃	竹崎克彦	第10条第2項第6号	法文経学部同窓会香川支部
〃	藤沢芳朗	第10条第2項第6号	工学部同窓会関東支部
〃	保科英子	第10条第2項第6号	ときわ会(ときわ会、ほおゆう、あらたま 会、助産師同窓会の輪番による持ち回り)
監事	近藤弦之介	第11条第2項	法文経学部同窓会
〃	坂東靖夫	第11条第2項	工学部同窓会

3 本会の事務は、当分の間、岡山大学に委任し、本会の事務局長は、第10条第2項第1号に掲げる者の中から会長が指名する者をもって充てる。

附 則

この会則は、平成26年10月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。